

射水市子ども条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年3月19日

射水市長 夏野元志

射水市条例第17号

射水市子ども条例の一部を改正する条例

射水市子ども条例（平成19年射水市条例第20号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

射水市こども条例

第1条中「子ども」を「こども」に改める。

第2条第1号を次のように改める。

(1) こども 市民をはじめとする市に関係のある心身の発達の過程にある者

第2条第2号及び第3号中「子ども」を「こども」に改める。

第3条（見出しを含む。）、第4条、第5条、第6条第1項及び第2項並びに第7条から第9条までの規定中「子ども」を「こども」に改める。

第10条の見出しを「(こども計画)」に改め、同条第1項中「子どもに関する施策を」を「こどもに関する施策を」に、「子どもに関する施策推進計画（以下「推進計画」）」を「こども計画（以下「こども計画」）」に改め、同条第2項中「推進計画」を「こども計画」に、「射水市子ども施策推進委員会」を「こども・子育て会議」に改める。

第11条の見出しを「(こども・子育て会議)」に改め、同条第1項中「子どもに」を「こどもに」に、「子ども施策推進委員会（以下「推進委員会」）」を「こども・子育て会議（以下「こども・子育て会議」）」に改め、同条第2項中「推進委員会」を「こども・子育て会議」に、「子ども」を「こども」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。